

平成26年度帯広市各会計決算に基づく
財政健全化等審査意見書

帯広市監査委員

帯監査第43号
平成27年9月15日

帯広市長 米 沢 則 寿 様

帯広市監査委員 西 田 譲

帯広市監査委員 秋 田 勝利

帯広市監査委員 鈴 木 仁 志

平成26年度帯広市各会計決算に基づく財政健全化等審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定により、審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおり意見を提出します。

平成26年度帯広市各会計決算に基づく財政健全化審査意見書

第1 審査の対象

平成26年度帯広市各会計決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

平成27年8月5日から平成27年9月10日まで

第3 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の計数の正確性を検証するとともに、適正に算定されているかどうかを主眼として実施しました。

第4 審査の結果

審査に付された、次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の計数は正確であり、いずれも適正に算定されているものと認められました。

記

(単位:%)

区 分		健全化判断比率		早期健全化基準	財政再生基準
		平成26年度	平成25年度		
①	実質赤字比率	-	-	11.45	20.00
②	連結実質赤字比率	-	-	16.45	30.00
③	実質公債費比率	9.5	10.0	25.0	35.0
④	将来負担比率	116.0	113.5	350.0	

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字額がないため「-」で表示されている。

平成26年度帯広市各公営企業会計決算に基づく経営健全化審査意見書

第1 審査の対象

帯広市各公営企業会計（水道事業会計、下水道事業会計、簡易水道事業会計及び農村下水道事業会計）における平成26年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

※水道事業会計及び下水道事業会計は、地方公営企業法適用企業に係る特別会計

簡易水道事業会計及び農村下水道事業会計は、地方公営企業法非適用企業に係る特別会計

第2 審査の期間

平成27年8月5日から平成27年9月10日まで

第3 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の計数の正確性を検証するとともに、適正に算定されているかどうかを主眼として実施しました。

第4 審査の結果

審査に付された、次の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の計数は正確であり、いずれも適正に算定されているものと認められました。

記

(単位:%)

会 計 名	資 金 不 足 比 率		経営健全化基準
	平成26年度	平成25年度	
① 水道事業会計	-	-	20.0
② 下水道事業会計	-	-	20.0
③ 簡易水道事業会計	-	-	20.0
④ 農村下水道事業会計	-	-	20.0

※資金不足比率については、いずれの会計についても資金不足額がないため「-」で表示されている。

資 料 目 次

1	健全化判断比率・資金不足比率の算定対象範囲	3
2	健全化判断比率・資金不足比率の算定式と数値	
(1)	実質赤字比率	4
(2)	連結実質赤字比率	5
(3)	実質公債費比率	6
(4)	将来負担比率	8
(5)	資金不足比率	10
3	用語解説	12

1 健全化判断比率・資金不足比率の算定対象範囲

		会 計 区 分		健全化判断比率					
帯 広 市	一 般 会 計		一 般 会 計 等	実 質 赤 字 比 率	連 結 実 質 赤 字 比 率	実 質 公 債 費 比 率	将 来 負 担 比 率	資 金 不 足 比 率	
	特 別 会 計								公 營 事 業 会 計
	中島霊園事業会計								
	空港事業会計								
	国民健康保険会計								
	後期高齢者医療会計								
	介護保険会計								
	ばんえい競馬会計								
	駐車場事業会計								
	公 營 企 業 会 計	法 非 適 用	簡易水道事業会計						
			農村下水道事業会計						
	法 適 用	水道事業会計							
		下水道事業会計							
一 部 事 務 組 合 広 域 連 合	十勝圏複合事務組合								
	十勝環境複合事務組合								
	十勝中部広域水道企業団								
	北海道市町村備荒資金組合								
	北海道後期高齢者医療広域連合								
地 方 公 社	帯広市土地開発公社								

(注) 1 法非適用、法適用の法は、地方公営企業法をいう。

2 資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定する。

2 健全化判断比率・資金不足比率の算定式と数値

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率とは、一般会計及び特別会計のうち公営事業会計を除いた会計をあわせた会計の実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、平成26年度は△2.10%となり、前年度に比較して0.33ポイント下回った。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{A}{B}$$

A = 一般会計等の実質赤字額

: 一般会計及び特別会計のうち公営事業会計を除いた会計をあわせた会計の実質赤字額

B = 標準財政規模

= 標準税収入額等 + 普通交付税額 + 臨時財政対策債発行可能額

◎ 平成26年度決算数値

(単位：%・ポイント)

$\frac{A}{B} = \frac{\triangle 850,041}{40,303,990} =$	平成26年度	平成25年度	増△減
	△ 2.10	△ 2.43	0.33

(注) 黒字の場合、比率は△(マイナス)で表示。

Aの内訳

(単位：千円)

会計名	平成26年度	平成25年度	増△減
一般会計	△ 850,041	△ 978,354	128,313
中島霊園事業会計	0	0	0
空港事業会計	0	0	0
合計	△ 850,041	△ 978,354	128,313

(注) 黒字の場合、金額は△(マイナス)で表示。

Bの内訳

(単位：千円)

区分	平成26年度	平成25年度	増△減
標準税収入額等	23,061,347	22,584,336	477,011
普通交付税額	14,160,966	14,463,008	△ 302,042
臨時財政対策債発行可能額	3,081,677	3,179,246	△ 97,569
合計	40,303,990	40,226,590	77,400

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、一般会計及び特別会計を含めた全会計の実質赤字額と資金不足額を加えた連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、平成26年度は△9.80%となり、前年度に比較して0.69ポイント下回った。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{C}{B}$$

C = 連結実質赤字額（イとロの合計額）

イ：一般会計及び公営企業会計以外の特別会計の実質赤字（黒字）額の合計額

ロ：公営企業会計の資金不足（剰余）額の合計額

◎ 平成26年度決算数値

(単位：%・ポイント)

$\frac{C}{B} = \frac{\triangle 3,953,168}{40,303,990} =$	平成26年度	平成25年度	増△減
	△ 9.80	△ 10.49	0.69

(注) 黒字の場合、比率は△(マイナス)で表示。

C (イ) の内訳

(単位：千円)

会計名	平成26年度	平成25年度	増△減
一般会計	△ 850,041	△ 978,354	128,313
中島霊園事業会計	0	0	0
空港事業会計	0	0	0
国民健康保険会計	△ 231,694	△ 369,965	138,271
後期高齢者医療会計	△ 73,693	△ 74,379	686
介護保険会計	△ 252,251	△ 117,583	△ 134,668
ばんえい競馬会計	△ 68,526	△ 99,583	31,057
駐車場事業会計	0	0	0
(イ) 小計	△ 1,476,205	△ 1,639,864	163,659

(注) 黒字または資金剰余の場合、金額は△(マイナス)で表示。

C (ロ) の内訳

(単位：千円)

会計名	平成26年度	平成25年度	増△減
水道事業会計	△ 1,815,859	△ 1,777,075	△ 38,784
下水道事業会計	△ 661,104	△ 803,252	142,148
簡易水道事業会計	0	0	0
農村下水道事業会計	0	0	0
(ロ) 小計	△ 2,476,963	△ 2,580,327	103,364

(注) 黒字または資金剰余の場合、金額は△(マイナス)で表示。

合計 (イ+ロ)	△ 3,953,168	△ 4,220,191	267,023
----------	-------------	-------------	---------

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率とは、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の3か年の平均比率で、平成26年度は9.5%となり、前年度と比較して0.5ポイント向上した。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(D + E) - (F + G)}{B - G} \quad (\text{3か年平均})$$

D = 地方債の元利償還金（繰上償還等を除く）

E = 準元利償還金（イからホまでの合計額）

イ：満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額

ロ：一般会計等から公営事業会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの

ハ：一部事務組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの

ニ：債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

ホ：一時借入金の利子

F = DまたはEに充てられる特定財源

G = 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

◎ 平成26年度決算数値

$$\frac{(D + E) - (F + G)}{B - G} = \frac{(9,122,176 + 2,051,797) - (2,151,865 + 6,072,215)}{40,303,990 - 6,072,215} = 8.61741 \%$$

(単位：%・ポイント)

平成26年度		平成25年度		増△減	
3か年平均	9.5	3か年平均	10.0	△ 0.5	
単年度比率	平成26年度	8.61741	単年度比率	平成25年度	9.94769
	平成25年度	9.94769		平成24年度	10.14800
	平成24年度	10.14800		平成23年度	10.08441

Dの内訳

(単位：千円)

区 分	平成26年度	平成25年度	増△減
元利償還金の額	9,081,925	9,369,740	△ 287,815
積立不足を考慮して算定した額 (注1)	40,251	45,456	△ 5,205
合 計	9,122,176	9,415,196	△ 293,020

(注1) 満期一括償還地方債の減債基金積立不足額を考慮して算定した額

Eの内訳

(単位：千円)

区 分	平成26年度	平成25年度	増△減
満期一括償還地方債の30年償還における 1年当たり元金償還金相当額	40,000	50,000	△ 10,000
(イ) 小 計	40,000	50,000	△ 10,000
簡易水道事業会計	175	2,778	△ 2,603
農村下水道事業会計	34,712	32,549	2,163
駐車場事業会計	51,751	49,989	1,762
水道事業会計	6,221	5,833	388
下水道事業会計	816,993	810,149	6,844
(ロ) 小 計	909,852	901,298	8,554
十勝環境複合事務組合	178,866	108,335	70,531
十勝中部広域水道企業団	161,201	183,963	△ 22,762
(ハ) 小 計	340,067	292,298	47,769
担い手育成畑地帯総合整備事業等負担金	344,977	375,398	△ 30,421
社会福祉法人への施設整備費償還補助	216,041	201,028	15,013
土地開発公社からの土地の購入	50,248	0	50,248
その他車両購入費等	148,617	152,078	△ 3,461
(ニ) 小 計	759,883	728,504	31,379
一時借入金の利子	1,995	1,912	83
(ホ) 小 計	1,995	1,912	83
合 計 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	2,051,797	1,974,012	77,785

Fの内訳

(単位：千円)

区 分	平成26年度	平成25年度	増△減
貸付金元利収入	1,800	1,800	0
市営住宅使用料	504,646	512,460	△ 7,814
都市計画税	1,557,316	1,525,692	31,624
その他利子補給等	88,103	81,169	6,934
合 計	2,151,865	2,121,121	30,744

(4) 将来負担比率

将来負担比率とは、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、平成26年度は116.0%となり、前年度に比較して2.5ポイント下回った。

$$\text{将来負担比率} = \frac{H - (I + J + K)}{B - G}$$

H = 将来負担額（イからチまでの合計額）

イ：一般会計等の平成26年度末における地方債現在高

ロ：債務負担行為に基づく平成26年度以降の支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）

ハ：公営事業会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等の負担等見込額

ニ：加入している組合等の地方債の元金償還に充てる一般会計等の負担等見込額

ホ：退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額

ヘ：地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額及びその者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

ト：連結実質赤字額

チ：組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

I = 充当可能基金額（イからへまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金）

J = 特定財源見込額（イからニまでの償還額等に充てることのできる都市計画税等の収入見込額）

K = 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

◎ 平成26年度決算数値

$$\frac{H - (I + J + K)}{B - G} = \frac{123,151,097 - (5,207,003 + 18,837,563 + 59,373,240)}{40,303,990 - 6,072,215}$$

(単位：%・ポイント)

	平成26年度	平成25年度	増△減
=	116.0	113.5	2.5

Hの内訳

(単位：千円)

区 分	平成26年度	平成25年度	増△減
一般会計等の年度末における地方債現在高	97,521,553	96,706,264	815,289
(イ) 小 計	97,521,553	96,706,264	815,289
担い手育成畑地帯総合整備事業等負担金	1,491,410	1,790,206	△ 298,796
社会福祉法人への施設整備費償還補助	1,487,694	1,684,673	△ 196,979
土地開発公社からの土地の購入	199,631	285,714	△ 86,083
その他車両購入費等	958,933	1,088,255	△ 129,322
(ロ) 小 計	4,137,668	4,848,848	△ 711,180
簡易水道事業会計	166,855	160,285	6,570
農村下水道事業会計	661,475	638,915	22,560
駐車場事業会計	297,864	291,895	5,969
水道事業会計	64,049	62,406	1,643
下水道事業会計	8,437,998	8,533,699	△ 95,701
(ハ) 小 計	9,628,241	9,687,200	△ 58,959
十勝環境複合事務組合	1,717,202	1,872,950	△ 155,748
十勝中部広域水道企業団	375,976	523,745	△ 147,769
(ニ) 小 計	2,093,178	2,396,695	△ 303,517
退職手当支給予定額	9,770,457	11,149,977	△ 1,379,520
(ホ) 小 計	9,770,457	11,149,977	△ 1,379,520
(ヘ) 小 計	0	0	0
(ト) 小 計	0	0	0
(チ) 小 計	0	0	0
合 計 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ+ト+チ)	123,151,097	124,788,984	△ 1,637,887

Iの内訳

(単位：千円)

区 分	平成26年度	平成25年度	増△減
財政調整基金	552,863	692,332	△ 139,469
減債基金	739	30,721	△ 29,982
高等教育整備基金	3,055,455	3,026,830	28,625
その他基金	1,597,946	1,426,057	171,889
合 計	5,207,003	5,175,940	31,063

Jの内訳

(単位：千円)

区 分	平成26年度	平成25年度	増△減
貸付金元利収入	210,516	11,989	198,527
市営住宅使用料等	5,368,294	5,194,434	173,860
都市計画税	12,504,872	13,941,761	△ 1,436,889
道補助金等	753,881	816,307	△ 62,426
合 計	18,837,563	19,964,491	△ 1,126,928

(5) 資金不足比率

資金不足比率とは、公営企業会計ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率で、平成26年度も前年度と同様に4公営企業会計とも資金不足額は発生していない。

$$\text{資金不足比率} = \frac{L}{M}$$

L = 資金不足額

○法適用企業（イ・ロ）（注1）

イ：流動負債等（流動負債 - 控除企業債等（注2） - 控除引当金等（注3））

ロ：流動資産等（流動資産 + 貸倒引当金）

（注1）地方公営企業会計基準の見直しにより、平成26年度から算出方法が変更

（注2）控除企業債等とは、貸借対照表の流動負債に計上されている企業債及び他会計からの長期借入金で、建設改良費等に充てるためのものの額

（注3）控除引当金等とは、貸借対照表の流動負債に計上されている引当金及びリース債務の額

○法非適用企業（ハ・ニ）

ハ：歳出額

ニ：歳入額 + 平成27年度に繰り越すべき財源

M = 事業の規模

○法適用企業 = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

○法非適用企業 = 営業収益の額に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

◎ 各公営企業会計の平成26年度決算数値

（単位：千円、%）

	会計名 (法適・法非適)	流動負債等 又は歳出額 (イ・ハ)	流動資産等 又は歳入額 (ロ・ニ)	資金不足額 (L) (イ・ロ・ハ・ニ)	事業の規模 (M)	資金不足 比 率 (L)/(M)
平成 26 年度	水道事業会計（法適）	223,749	2,039,608	△ 1,815,859	3,924,693	—
	下水道事業会計（法適）	177,240	838,344	△ 661,104	3,331,565	—
	簡易水道事業会計	70,840	70,840	0	46,165	—
	農村下水道事業会計	106,897	106,897	0	23,936	—
平成 25 年度	水道事業会計（法適）	186,794	1,963,869	△ 1,777,075	3,930,493	—
	下水道事業会計（法適）	149,053	952,305	△ 803,252	3,407,276	—
	簡易水道事業会計	49,853	49,853	0	45,275	—
	農村下水道事業会計	120,595	120,595	0	22,720	—
増 △ 減	水道事業会計（法適）	36,955	75,739	△ 38,784	△ 5,800	
	下水道事業会計（法適）	28,187	△ 113,961	142,148	△ 75,711	
	簡易水道事業会計	20,987	20,987	0	890	
	農村下水道事業会計	△ 13,698	△ 13,698	0	1,216	

（注）資金不足額の△（マイナス）表示は、資金の剰余を表す。

資金不足比率は、資金不足額がない場合、「—」で表示している。

L (イ) の内訳

(単位：千円)

会 計 名		流動負債 (ア)	控除企業債等 (イ)	控除引当金等 (ウ)	流動負債等 (ア－イ－ウ)
平成 26 年度	水道事業会計	1,267,658	1,011,225	32,684	223,749
	下水道事業会計	2,431,183	2,242,286	11,657	177,240
平成 25 年度	水道事業会計	186,794	-	-	186,794
	下水道事業会計	149,053	-	-	149,053

(注) 平成25年度中の控除企業債等及び控除引当金等については、該当がないため「-」で表示している。

L (ロ) の内訳

(単位：千円)

会 計 名		流動資産 (ア)	貸倒引当金 (イ)	流動資産等 (ア+イ)
平成 26 年度	水道事業会計	2,014,644	24,964	2,039,608
	下水道事業会計	813,360	24,984	838,344
平成 25 年度	水道事業会計	1,963,869	-	1,963,869
	下水道事業会計	952,305	-	952,305

(注) 平成25年度中の貸倒引当金については、該当がないため「-」で表示している。

Mの内訳

(単位：千円)

会 計 名		営業収益の額 又は相当する 収入額 (ア)	受託工事収益の 額又は相当する 収入額 (イ)	事業の規模 (ア) - (イ)
平 成 26 年 度	水道事業会計	3,924,693	0	3,924,693
	下水道事業会計	3,331,565	0	3,331,565
	簡易水道事業会計	46,165	0	46,165
	農村下水道事業会計	23,936	0	23,936
平 成 25 年 度	水道事業会計	3,930,493	0	3,930,493
	下水道事業会計	3,407,276	0	3,407,276
	簡易水道事業会計	45,275	0	45,275
	農村下水道事業会計	22,720	0	22,720

3 用語解説

健全化判断比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称です。

地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければなりません。

健全化判断比率は、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより、当該団体の財政状況を客観的に表す意義を持つものです。

実質赤字比率

福祉、教育、まちづくり等の地方公共団体の中心的なサービスを行う一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものです。

この比率が高くなるほど、赤字の解消が難しくなってくるので、より多くの歳出削減や歳入増加策を講じなければなりませんし、解消の期間も長期間になるなど、深刻な事態になっているということになります。

連結実質赤字比率

一般会計等のほか、公営企業会計や国民健康保険会計等の全ての会計を対象とした赤字や黒字を合算して、地方公共団体全体としての実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の深刻度を示すものです。

この比率が高くなるほど、実質赤字比率と同様に赤字の解消が難しくなります。

実質公債費比率

地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額（標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額）に対する比率です。

借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものです。

借入金の返済については、削減することや先送りすることは原則的にはできません。

このため、この比率が高くなるほど財政の弾力性が低下し、他の経費を節減しないと赤字再建団体に転落する可能性が高まります。

将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額（実質公債費比率と同じ）に対する比率です。

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担金の現時点での残高の程度を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示すものです。

この比率が高い場合、将来負担額を実際に支払っていかなければならないので、今後の財政運営が圧迫される等の問題が生じる可能性が高いといえます。

早期健全化基準

地方公共団体の財政収支が、不均衡な状況その他の財政状況が悪化した場合において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値です。

健全化判断比率のうちいずれかが早期健全化基準以上の場合には、議会の議決を経て財政健全化計画を定め、自主的な改善努力による財政健全化が求められます。

財政再生基準

地方公共団体の財政収支が、著しい不均衡その他の財政状況の悪化により、自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値です。

健全化判断比率のうち将来負担比率を除いた3つの指標のいずれかが財政再生基準以上の場合には、いわゆる赤字再建団体となり、議会の議決を経て財政再生計画を定め、国等の関与による確実な再生が求められます。

資金不足比率

当該地方公共団体の公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率です。

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の悪化の度合いを示すものです。

この比率が高くなるほど、料金収入で資金不足を解消するのが難しくなるので、公営企業として経営に問題があることとなります。

経営健全化基準

地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値です。

資金不足比率が経営健全化基準以上の場合には、議会の議決を経て経営健全化計画を定め、自主的な改善努力による経営健全化が求められます。

一般会計等

地方公共団体の財政の健全化に関する法律における実質赤字比率の対象となる会計で、地方公共団体の会計の一般会計及び特別会計のうち公営事業会計を除いた会計をあわせた会計のことです。

帯広市の場合、一般会計、中島霊園事業会計及び空港事業会計がこれにあたります。

公営事業会計

公営事業会計は、地方財政法等の規定により、特別会計を設けてその経理を行わなければならない公営企業や国民健康保険事業などに係る会計のことです。

帯広市の場合、国民健康保険会計、後期高齢者医療会計、介護保険会計、ばんえい競馬会計、駐車場事業会計及び下記の4つの公営企業会計がこれにあたります。

公営企業（法適用企業・法非適用企業）

公営企業とは、地方公共団体が経営する企業であり、地方公営企業法適用企業と非適用企業に分類されます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律においては、地方公営企業法の全部又は一部を適用している企業を法適用企業、地方財政法第6条の規定により特別会計を設けて事業の経理を行っている公営企業であって法適用企業以外のものを法非適用企業と定義しています。

帯広市の場合、水道事業及び下水道事業が法適用企業に該当し、簡易水道事業及び農村下水道事業が法非適用企業にあたります。

公営企業の経理は特別会計を設けて行うこととされており、その特別会計を公営企業会計といいます。

実質赤字額

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から、翌年度に繰り越すべき継続費通次繰越や繰越明許費繰越等の財源を控除した額をいいます。

実質赤字額がある団体を「赤字団体」と呼んでいます。

標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税額と臨時財政対策債発行可能額を加算した額をいいます。

標準税収入額等

基準財政収入額（客観的に算定された標準的な状態で納入が見込まれる税収入額）を基礎に計算された収入と地方譲与税などの合計額をいいます。

臨時財政対策債

地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外にも充てられる地方財政法第5条の特例として地方債計画に計上され発行される地方債です。

資金不足額

公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、法適用企業については、地方公営企業会計基準の見直しにより平成26年度から算出方法が変更され、流動負債等の額から流動資産等の額を控除した額を基本としています。

また、法非適用企業については、一般会計等の実質赤字額同様に算定した額を基本としています。

準元利償還金

一般会計等から他会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたもの、一部事務組合への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたもの、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるものなど公債費に準じた経費をいいます。

基準財政需要額

普通交付税の算定上、地方公共団体が合理的かつ妥当な水準の行政を行い、又は施設を維持するために必要な財政需要を各行政項目ごとに算定した額の合算額をいいます。